

松江市告示第 189 号

地域ブランド産地育成事業補助金交付要綱（平成 27 年松江市告示第 218 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第2条 補助金交付の目的、補助金交付の対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び <u>補助事業者</u> の範囲は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。		第2条 補助金交付の目的、補助金交付の対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び <u>補助対象者</u> の範囲は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
1 <u>そば</u> 生産振興事業		1 <u>玄丹そば</u> 生産振興事業	
補助金交付の目的	<u>そば</u> の安定的な生産により、地域特産物としての振興を図る。	補助金交付の目的	<u>玄丹そば</u> の安定的な生産により、地域特産物としての振興を図る。
補助金交付の対象である事務又は事業の内容	<u>そば</u> の刈取委託(島根県農業協同組合くにびき地区本務又は事業の部への刈取委託分に限る。)	補助金交付の対象である事務又は事業の内容	<u>玄丹そば</u> の <u>収穫</u> 委託(島根県農業協同組合くにびき地区本務又は事業の部への刈取委託分に限る。)
補助金の交付対象経費	<u>そば</u> の刈取委託に要する経費	補助金の交付対象経費	<u>玄丹そば</u> の刈取委託に要する経費
略		略	
終期	<u>令和5年3月31日</u>	終期	<u>令和4年3月31日</u>
略		略	
2 大豆生産量拡大事業		2 大豆生産量拡大事業	
略		略	

終期	<u>令和5年3月31日</u>	終期	<u>令和5年3月31日</u>
略		略	
3 西条柿販売促進対策事業		3 西条柿販売促進対策事業	
略		略	
終期	<u>令和5年3月31日</u>	終期	<u>令和4年3月31日</u>
略		略	

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。